

# 第3期中期目標期間における国立大学法人運営費交付金の在り方について 審議まとめ（平成27年6月15日）（概要）

- 国立大学法人・大学共同利用機関法人の法人化以降の現状と課題、これまでの運営費交付金に係る課題を整理
- 第3期中期目標期間における国立大学法人・大学共同利用機関法人の在り方を提示し、運営費交付金の配分方法、取組の評価方法等を提言
- このほか、財源の多元化や自律的な運営を図るための今後の検討課題を提言

## 1. 国立大学法人の現状と課題

- **国立大学は、法人化以降様々な改革を進め、一定の成果。**一方で、我が国社会は、少子高齢化、グローバル化、新興国の台頭による競争激化など、急激な変化に直面
- 全国に配置されてきた国立大学が、卓越した研究力や質の高い教育力を通じ、**日本や世界が直面する課題解決やイノベーションの創出に最大限貢献する組織**となることが必要
- 国立大学法人の事業規模は全体として拡大してきたものの、基盤的経費である国立大学法人運営費交付金は減少。国立大学法人ごとに見ると、運営費交付金への依存度や外部資金の獲得状況など、**財務構造の違いが顕著**
- 基盤的経費と競争的経費による**デュアルサポートシステム**は、学術面、社会経済への貢献に効果を上げる一方、**機能不全が生じつつあり、資源の最適化が必要**

## 2. これまでの運営費交付金に係る改善点とその課題

- 第3期中期目標期間の運営費交付金のルールの設定に当たっては、第2期のルール等に、次の課題があることを考慮
  - 大学改革促進係数により財源確保した部分と、重点配分した部分の関係が不明確
  - 規模、分野、ミッション等の異なる国立大学法人に対し、現在の支援の仕組みでは、各国立大学の強み、特色をより伸ばすことにつながらっていない
  - 各国立大学の多様性や強み・特色をいかした学内資源配分が不十分
  - 研究者のインセンティブや大学の活力を高める人事給与システムの構築が不十分
  - 附属病院の有無以外に各国立大学の財務構造を踏まえたきめ細かい算定が不十分
  - 各国立大学に支援を行った取組の成果の検証が不十分
  - 学長のリーダーシップを支える学長裁量経費の確保が困難

### 3. 第3期中期目標期間における国立大学法人の在り方

#### 国立大学法人の目指す姿

各国立大学が形成する強み・特色を最大限にいかし、自ら改善・発展する仕組みを構築することにより、持続的な「競争力」を持ち、高い付加価値を生み出す

- 国立大学の役割としては、世界最高水準の研究・教育の実施、計画的な人材養成等への対応、全国的な高等教育の機会均等の確保等があるが、社会からは、**社会への貢献を第一に意識し、多様な役割を一層果たしていくことが求められている**
- 各国立大学法人では、自主性・自律性を前提としつつ、次のような取組が必要
  - **各国立大学の目指すビジョン**と、それを実現するために必要な**組織の在り方の明確化**
  - 戦略的な運営体制を構築する**マネジメント改革**
  - 学内の財務構造の分析を含む**I R機能の強化、積極的な情報公開**
- また、我が国の18歳人口が平成33年頃から減少に転じるとされる中、**外国人留学生や社会人**など多様な学生を受け入れるとともに、失敗を恐れず新たな事柄に挑戦する人材の育成も重要
- このような改革を進めるためには、各国立大学法人の活動を支える**財務基盤の充実**が必要。所要の運営費交付金の確保に努めつつ、**経費の節減や効率化、学内資源の再配分や多様な財源の受入れ**を積極的に進める

### 4. 第3期中期目標期間における大学共同利用機関法人の在り方

#### 大学共同利用機関法人の目指す姿

共同利用・共同研究体制全体の機能強化を図ることで、大学の機能強化に貢献し、日本全体の研究力向上に寄与することで、我が国の研究力の機能強化による好循環を実現

- 大学共同利用機関は、**大学の枠を越えた共同利用・共同研究**を推進し、関連分野の研究水準の向上を目的とする、我が国独自の制度に基づく研究機関
- 今後、大学共同利用機関法人に期待される役割は、①**研究者コミュニティ全体への貢献**、②**大学の機能強化への貢献**、③**社会への貢献**
- 各大学共同利用機関法人では、上記の国立大学法人の取組のほか、**優れた研究者の人材育成のハブ**として、また、人事制度改革を先導することで、**当該分野を支える研究者人材を輩出**するとともに、大学の機能強化に貢献
- 大学共同利用機関法人の活動を支える**財務面における充実**が必要。所要の運営費交付金の確保に努めつつ、**経費の節減や効率化、法人内資源の再配分や外部資金等財源の多元化**を積極的に進める

## 5. 第3期中期目標期間における運営費交付金の配分方法等

- 第3期の運営費交付金では、国立大学の機能強化を進める観点に立ち、**規模、分野、ミッションや財務構造等を踏まえ、きめ細かな配分方法を実現し、透明性を高める**ことが必要

- その上で、第3期の運営費交付金の配分方法には次のような改善を図ることが必要

- ① 機能強化の方向性に応じて重点配分する仕組みの導入
- ② 「学長の裁量による経費(仮称)」を新たに区分

### (1) 機能強化の方向性に応じた重点配分の枠組み

- 第3期には、各国立大学の強み・特色の発揮を更に進めていくため、各国立大学の機能強化の方向性に応じて、「機能強化促進係数(仮称)」により一定の財源を確保した上で、機能強化に取り組む大学に対し重点配分

※ 係数の具体的な割合は、平成28年度の予算編成過程において決定

- 各国立大学の機能強化の方向性に応じた取組をきめ細かく支援するため、**予算上、三つの重点支援の枠組み**を新設

※ 三つの重点支援の枠組みについては、各国立大学が果たす機能や役割を限定するものでないこと。また、取組の進展に応じて枠組みを変更することを妨げないことに留意

#### 【予算配分の決定方法】

- 各国立大学は、機能強化の方向性や第3期を通じて特に取り組む内容を踏まえ、**三つの枠組みから一つ選択**し、取組構想を提案。各国立大学が成果を検証するため、**測定可能な指標(KPI)を設定**するとともに、文部科学省が提示する指標を選択して設定
- **有識者の意見を踏まえて**支援する取組を選定し、改革の取組内容に応じて加えて配分。基本的に**中期目標期間を通じて支援**を実施

#### 【評価の方法】

- 原則、年度ごとに取組構想の進捗状況を確認するとともに、評価指標を用いて向上度を評価し予算に反映
- 機能強化における優れた取組については、その経費を現在の区分でいう「一般運営費交付金」に**一定の加算をして配分し、継続して取組が行える仕組みを導入**

#### 【重点支援の枠組み】

重点 支援①	主として、 <b>地域に貢献する取組</b> とともに、専門分野の特性に配慮しつつ、 <b>強み・特色のある分野で世界・全国的な教育研究を推進する取組</b> を中核とする国立大学を支援
重点 支援②	主として、専門分野の特性に配慮しつつ、 <b>強み・特色のある分野で地域というより世界・全国的な教育研究を推進する取組</b> を中核とする国立大学を支援
重点 支援③	主として、 <b>卓越した成果を創出している海外大学と伍して、全学的に卓越した教育研究、社会実装を推進する取組</b> を中核とする国立大学を支援

※ このほか、国立大学に共通する政策課題を推進する取組を支援

## 【重点支援の枠組み】

### 【大学共同利用機関法人の仕組み】

- 大学共同利用機関法人の特性に応じて、大学全体を俯瞰し、関連分野をはじめとする学術研究全般の研究機能を更に強化するため、重点支援の枠組みを設定
- 各法人が、機能強化の方向性に沿って行う取組別に自ら選択した支援の枠組みにより重点支援
- 予算配分の方法は国立大学と同様
- 国立大学と同様の評価に加え、各法人において中期目標期間の前半期までに国際性や学問的専門性の観点から、教育研究を中心とした外部評価を実施し、その結果を踏まえて予算配分に反映

#### 重点支援①

主として、世界の学術研究の中核として国際協力・国際共同研究などにより**先導的なモデルとなる研究システムの創出につながる研究力強化の取組**を支援

#### 重点支援②

主として、大学間連携やネットワーク形成による新たな学問分野の創生に資する取組など、**大学の枠を越えた研究拠点を形成・強化する取組**を支援

#### 重点支援③

主として、強み・特色ある分野の教育研究を基礎として**大学全体を支える研究環境基盤を構築・強化する取組**を支援

## (2) 「学長の裁量による経費(仮称)」の区分

- 学長・機構長がリーダーシップを発揮し、学内のマネジメント機能を予算面で強化する観点から、**教育研究組織や学内資源配分等の見直しを促進**するための仕組みとして、「**学長の裁量による経費(仮称)**」を新設  
※ 具体的な割合は、平成28年度の予算編成過程において決定
- 文部科学省が国立大学法人・大学共同利用機関法人ごとに、第3期中に想定される経費の規模を算出し、提示した以上の規模で、これまでの実績を踏まえた大学のビジョンに基づいた計画を作成し取組を実施

- 有識者の意見を踏まえつつ、各国立大学法人・大学共同利用機関法人におけるこの**経費を活用した業務運営の改善の実績や教育研究活動等の状況を中期目標期間の3年目及び5年目に確認**し、その結果に応じて改善の促進や予算配分に反映
- これらの取組のほか、大学共同利用機関法人については、中期目標期間前半期までに国際性や学問的専門性の観点から外部評価を行い、その結果を踏まえて予算配分に反映

## (3) 第3期中期目標・中期計画との関係について

- 機能強化の方向性に応じて重点支援を受ける取組構想は、中期目標・中期計画に記載され、また、中期計画に書き込まれるべき指標は、重点支援を受ける取組構想の評価指標を踏まえて設定されることが想定
- **重点支援に係る評価指標が中期目標・中期計画と連動**することにより、その後の自己点検・評価においても、重点支援を受ける取組構想の進捗状況の管理と年度評価による中期目標・中期計画の進捗状況の管理を同じ観点から行うことが可能

## 6. 競争的研究費との一体改革

- 競争的研究費改革に関する有識者会議の議論においては、間接経費の措置を行う前提として、自ら財務状況等について説明責任を果たすことが不可欠
- 国立大学改革を進めていく上で、各国立大学法人がIR機能の強化等を図り、積極的な情報公開を一層進めていく必要
- 運営費交付金の改革及び競争的研究費の改革は、我が国の知の創出機能、イノベーション創出力、人材育成機能の強化を考える上で双方とも重要なものであり、それぞれの改革があいまって**一体的な改革として相乗効果を生むことが期待される**

## 7. 財源の多元化や自律的な運営を図るための今後の検討課題

- 国立大学法人が、安定的な運営を行っていくためには、運営費交付金だけでなく、自己収入を増加させるための取組等を併せて進め、法人運営に係る**財源の多元化を図る**ことができるようすることが不可欠
- 自律的な運営を図るための規制緩和、保有資産を活用した収益を伴う事業の可能な範囲の明確化や民間との共同研究の拡大等についても今後検討

### (1) 寄附金

国立大学法人に対する寄附については、一定の優遇税制が認められているが、更に**寄附が拡大**していくような具体的な取組とともに、その効果的な運用について検討をしていく必要

### (2) 学生納付金

これまでは文部科学省令で設定した標準額とほぼ同額を設定している国立大学法人が大部分であるが、今後、各国立大学法人における**学生納付金の設定の在り方**についても、教育の質の向上や低所得者への配慮を十分に行いつつ、検討していくことが考えられる

### (3) 特定研究大学（仮称）

産業競争力会議から提案されている「特定研究大学（仮称）」については、制度の在り方なども含め大学関係者や有識者の意見も踏まえながら検討を行うことが望まれる